

令和 6 年度第 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 6 月 4 日

担当部・課：市民生活部地域協働課〔内線 3 3 1 6〕

① 件 名
宮城県犯罪被害者支援条例の改正に伴う石巻市犯罪被害者等支援条例の改正について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 平成 16 年 4 月から宮城県犯罪被害者支援条例（以下「県条例」という。）が施行されたが、施行から 20 年近く経過し、被害者への支援の在り方などで現状との乖離が生じていた。 こうした点を踏まえ、支援の対象に犯罪被害者のご家族やご遺族を含むことを明らかにするため、県条例の名称が変更された。 【目的】 県条例改正に伴い、石巻市犯罪被害者等支援条例の一部を改正するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号） 宮城県犯罪被害者等支援条例（令和 5 年宮城県条例第 44 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 10 月 宮城県犯罪被害者支援条例の改正 （令和 6 年 4 月 1 日施行）
⑤ 主な内容
石巻市犯罪被害者等支援条例における引用条文を改めるもの。（別紙参照）
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 石巻市犯罪被害者等支援条例の改正により、適正な運用が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
県内市町村においても同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 6 月 市議会第 2 回定例会に石巻市犯罪被害者等支援条例の一部改正について提案 （令和 6 年 4 月 1 日遡及適用）
⑨ その他